

10月 子どもの健診・相談

●場所 総合ケアセンター南三陸 ●予約・問い合わせ先 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

5 ～ 6 か月児健康相談	27日(火) 受付時間 12:45～13:00	対象児：令和8年4月から5月生まれ
2歳半歯科健康診査	21日(水) 受付時間 12:45～13:00	対象児：令和6年1月から3月生まれ
妊産婦相談・赤ちゃん相談 (予約制)	月～金曜日 8:30～17:00	妊産婦の体と心、子どもの発育や育児について 相談ができます。

*乳幼児健診の対象者には個別に通知しています。

●場所 総合ケアセンター南三陸 ●予約・問い合わせ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

母子手帳の交付 (予約制)	月～金曜日 8:30～17:15 ※事前に電話にて予約をお願い します。歌津総合支 所での交付を希望の人は お申し出ください。	妊娠支援給付金申請のため、本人確認書類 (マイナンバーなど)と振込先口座が確認で きるもの(通帳など)をお持ちください。
------------------	---	--

休日救急当番医

診療時間

午前9時～午後5時

医療機関により診療可能な年齢や診療時間が異なります。
あらかじめ実施医療機関にお問い合わせください。
詳細は町ホームページをご覧ください。

●気仙沼市

4日(日)	すがわ内科クリニック(松崎萱)	25-8825
11日(日)	うたつファミリークリニック(歌津)	36-2626
12日(祝・月)	おだか医院(田中前)	22-3210
18日(日)	気仙沼市立病院附属本吉医院(本吉町津谷)	42-2621
25日(日)	村岡外科クリニック(田中前)	23-3990
11月1日(日)	小野医院(唐桑)	32-3218

※発熱やのどの痛み、咳などの感染症状のある人は、事前に医療機関に電話でご相談ください。

歯科休日当番医

診療時間

午前9時～正午

(気仙沼市：最終受付は午前11時30分)
診療時間に変更になる場合がありますので、事前に
医療機関にお問い合わせください。

●気仙沼市

4日(日)	佐藤歯科医院(唐桑町馬場)	32-2309
11日(日)	金沢歯科医院(新町)	24-1155
12日(祝・月)	みうら歯科クリニック(長磯船原)	27-4145
18日(日)	山谷歯科医院(本吉町新明戸)	42-3577
25日(日)	ハーモニー歯科医院(幸町)	25-8367
11月1日(日)	皆川歯科医院(五駄鱈)	22-9611

薬と健康の週間



10月17日(土)～10月23日(金)までは「薬と健康の週間」です。
医薬品は病気を治すのに役立つ一方、正しく使わなければ副作用により健康を損なう
恐れがあります。以下のことに注意して、正しく医薬品を使いましょう。

- ・医薬品について不明な点がある時は、医師・薬剤師などの専門家に相談して、適切に使用しましょう。
- ・医薬品は、使用期間・用法・用量・保管方法などを守り、使用上の注意を十分に理解して使用しましょう。
- ・複数の医療機関・診療科受診による重複投薬、相互作用の確認などのために、お薬手帳を活用するとともに、かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ・子どもによる医薬品の誤飲事故の危険性があるため、医薬品は子どもの手の届かない場所に保管するなど、適切に保管・管理しましょう。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

障がい者への各種補助金をご存知でしょうか

町では、障がい者に対し各種補助金を助成しています。申請を希望される
人は保健福祉課社会福祉係まで必要書類などをご提出ください。

1 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者で酸素濃縮器を使用する場合に、使用に際する電気料金相当の助成を支給します。

- 対象者 町内に居住する呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を有する人(在宅)で、医師の指示により在宅酸素療法を行っている人
- 助成金額 使用する酸素濃縮器の消費電力量と1日当たりの利用時間数より算出されます。(月額440円～4,790円)
- 必要書類等 ・申請書 ・身体障害者手帳の写し ・酸素濃縮器使用証明書または医師の指示書
・印鑑 ・助成金の振込先となる通帳の写し

2 自動車運転免許取得補助金

障がい者の就労や、社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
免許を取得した日の翌日から起算して30日以内に申請が必要です。

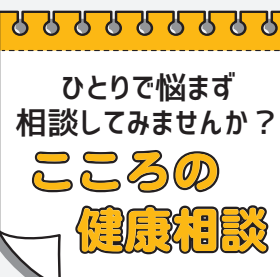
- 対象者 町内に居住し身体・知的・精神のいずれかの障害で手帳を持ち、免許の取得により社会参加が見込まれる人
- 助成金額 免許取得に直接要した費用の3分の2の額(ただし、100,000円を上限とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)
- 必要書類等 ・申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
・住民票の写しまたは登録原票記載事項証明書
・自動車運転免許を取得した旨が表示された運転免許証の写し
・自動車運転免許の取得に要した費用の支払を証明する書類

3 自動車改造費補助金

就労、通院などに伴い、自らが所有し運転する自動車の操作および駆動装置などの改造に要する経費に対して助成します。

- 対象者 町内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢または体幹機能の障害等級が1～3級の人(所得制限があり対象とならない場合があります。)
- 助成金額 改造に要する費用の3分の2の額(ただし、100,000円を上限とします。)
- 必要書類等 ・申請書 ・就労等計画書、自動車改造計画書および収支予算書
・身体障害者手帳および自動車運転免許証の写し
・改造を行う業者の見積書(改造箇所及び経費を明らかにしたもの)
・改造箇所の図面 ・申請者の住民票(世帯全員分)
・前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得限度額を超えないことを確認できる書類

問い合わせ・申請窓口 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601



- 日時 10月22日(木) 午後2時～4時
- 場所 総合ケアセンター南三陸
- 相談内容 眠れない、心が疲れてしまった、イライラする、気持ちが落ち込んでいる、人とうまくかかわれない、やる気が起きない、病院へ受診しようか迷っているなど、ご本人またはそのご家族からの相談をお受けします。
- 相談医 三峰病院 連記医師(精神科医)
- 予約期限 10月15日(木) ☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113